

○多治見市小泉交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則

令和元年10月1日規則第80号

改正

令和3年12月28日規則第71号

多治見市小泉交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、多治見市小泉交流センターの設置及び管理に関する条例(令和元年条例第22号。以下「条例」という。)第20条の規定に基づき、多治見市小泉交流センター(以下「交流センター」という。)の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 交流センターの開館時間は、午前10時から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者(条例第6条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 交流センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、交流センターを臨時に開館し、又は休館することができる。

(使用許可の手続)

第4条 条例第9条第1項本文の規定により、交流センターの施設を使用しようとする者は、多治見市小泉交流センター使用許可申請書兼減免申請書(別記様式第1号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の属する月の6月前の月の初日から行うことができる。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 指定管理者は、第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、多治見市小泉交流センター使用許可書兼減免決定通知書(別記様式第2号)を交付するものとする。

(使用許可内容の変更等)

第5条 前条第3項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が使用許可の申請内容を変更しようとするとき又は使用の申請を取り消そうとするときは、多治見市小泉交流センター使用許可変更(取消)申請書(別記様式第3号)に同項の許可書を添えて、速やかに指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請を許可し、又は承認したときは、多治見市小泉交流センター使用変更許可(取消承認)書(別記様式第4号)を交付するものとする。

(個人利用)

第6条 条例第9条第1項ただし書の規定により多治見市小泉児童センターを個人で使用しようとする者は、多治見市小泉児童センター利用受付簿(別記様式第5号)に所定事項を記入しなければならない。

(使用料の還付)

第7条 条例第14条ただし書の規定により使用料を還付する場合において、その還付する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 使用者の責めに帰さない事由により使用することができない場合及び使用日の前日までに使用許可の申請の取消しを申し出た場合 既納の使用料の全額

(2) 使用日の前日までに使用許可の申請内容の変更を申し出た場合で、既納の使用料の額が変更後の使用料の額を超えるとき 当該超える額

2 使用料の還付を受けようとする者は、還付の事由が生じた日から起算して15日以内に多治見市小泉交流センター使用料還付請求書（別記様式第6号）を指定管理者に提出しなければならない。

（使用料の減免）

第8条 条例第15条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、多治見市小泉交流センター使用許可申請書兼減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、多治見市小泉交流センター使用許可書兼減免決定通知書により通知するものとする。

（指定管理者の立入り）

第9条 指定管理者は、交流センターの管理上必要があると認めるときは、使用を許可した施設に立ち入ることができる。

（遵守事項）

第10条 何人も、交流センターにおいては、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 交流センターの施設、設備、器具等を汚損し、又は毀損するおそれのある行為をしないこと。

(2) 許可を受けないで、壁面、柱等に貼り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。

(3) 喫煙をしないこと。

(4) 許可を受けないで、交流センターの施設又は設備以外の物を使用しないこと。

(5) その他交流センターの管理運営上支障を来す行為をしないこと。

（読替規定）

第11条 第4条、第5条及び第7条から第9条までの規定並びに別記様式第1号から別記様式第4号まで及び別記様式第6号の規定は、条例第17条の規定による交流センターの目的外使用について準用する。この場合において、第4条、第5条及び第7条から第9条までの規定並びに別記様式第1号から別記様式第4号まで及び別記様式第6号の規定中「指定管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行のために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

3 第4条第2項の規定にかかわらず、施行日から令和2年7月31日までの使用日に係る申請は、同年2月1日から行うものとする。

4 次に掲げる規則の規定中「幼児用」を「乳幼児用」に、「幼児名」を「乳幼児名」改める。

(1) 多治見市根本交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成24年規則第70号）別記様式第5号（その2）

(2) 多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和63年規則第43号）別記第3号様式（その2）

(3) 多治見市サンホーム滝呂の設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年規則第37号）別記第1号様式（その2）

(4) 多治見市ふれあいセンター姫の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年規則第109号）別記第1号様式（その2）

附 則（令和3年12月28日規則第71号）

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、改正前の各規則の規定による様式（以下「旧様式」という。）により現に提出されている文書は、改正後の各規則の規定による様式により提出されている文書とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する旧様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。